令和4年(2022年) 2月28日(月曜日)

# 北海道教育委員会 公 報

第6275号

目	次
---	---

#### 教育委員会規則

- ○北海道立高等学校学則等の一部を改正する教育委員会規則·······························1 告示
- ○教育職員免許状の失効について…………………………1

## 公布された教育委員会規則のあらまし

- ◆北海道立高等学校学則等の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第2号)
- 1 趣旨

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続及び 授業料等の債務に関する規定の改正その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制 定することとした。

2 内容

次の教育委員会規則において、生徒が在学中に行う手続等で規定する「保護者」を「保護者等」に改めるとともに、授業料等の債務に係る保証の内容を明確化し、極度額(保証人が支払の責任を負う金額の上限)を設定することとした。

- (1) 北海道立高等学校学則
- (2) 北海道立学校管理規則
- (3) 北海道有朋高等学校学則
- (4) 北海道立学校条例施行規則
- (5) 北海道立中等教育学校学則
- 3 施行期日

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした。

# 教育委員会規則

北海道立高等学校学則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 令和4年2月28日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

#### 北海道教育委員会規則第2号

北海道立高等学校学則等の一部を改正する教育委員会規則 (北海道立高等学校学則の一部改正)

第1条 北海道立高等学校学則 (昭和26年北海道教育委員会規則第8号) の一部を次のよう に改正する。

第17条の見出し中「保証人」を「保護者等及び保証人」に改め、同条第1項を次のように改める。

第17条 保護者等は、生徒の補導を行い、学校に対し、生徒に関する身分上の責任を負うとともに、主債務者として、財産上の責任を生徒と連帯して負わなければならない。

第17条第2項中「保護者に事故があるときは、これに代わって」を「保護者等に事故があるとき又は入学する成年の生徒が保護者等を定めないときは、」に、「生徒に関する身分上及び財産上の一切の責任」を「前項に定める保護者等の責任のうち、生徒に関する身分上の責任を負うとともに、誓約書等において定めた財産上の責任」に改め、同条第3項中「保護者は、」を「生徒又は保護者等は、」に、「又は保証人」を「、保護者等又は保証人」に改め、同条第4項中「保護者」を「生徒又は保護者等」に改める。

別記第3号様式及び別記第3号様式の2中「保護者」を「保護者等」に改める。 別記第4号様式を次のように改める。

## 別記第4号様式(第16条関係)

誓 約 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

現住所 生徒署名

私は、北海道 高等学校の生徒としての本分に反しないことをここに誓います。

保護者等現住 所生徒との関係 署 名

年 月 日生

私は、上記本人の在学中における行為について、願出を要する手続に係る願出、 法令及び校則等の諸規則の遵守に係る指導・監督並びに緊急時の連絡対応を行う責 任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料(北海道立学校条例別表第3 に定める額。以下同じ。)の納付及び不法行為等による損害の賠償について、主債 務者として、上記本人と連帯して債務を履行する責任を負います。

> 保 現 住 所 生徒との関係 署

> > 年 月 日生

私は、上記保護者等に事故があるとき又は上記本人が成人として入学したときは、上記本人の在学中における行為について、上記保護者等が負うべき身分上の責任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料の納付について、次の区分に応じた金額を極度額として、その債務を履行する責任を負います。

区分	金額	備考
全日制の課程	356, 400円	年額 118,800円×3年
定時制の課程	129,600円	年額 32,400円×4年
専攻科(全日制の課程)	237,600円	年額 118,800円×2年
専攻科 (定時制の課程)	64,800円	年額 32,400円×2年

#### 記入上の注意

生徒が未成年の場合、保護者等欄は、子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)が署名すること。

※保証人は、主債務者と連帯して債務を負担するものではない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記第5号様式から別記第7号様式の3までの規定中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記第7号様式の4及び別記第7号様式の5中「保護者 氏名」を「保護者等 氏名」 に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

## 別記第8号様式(第24条関係)

入 舎 願

このたび寄宿舎に入舎したいので、許可してください。

令和 年 月 日

課程 学科第 学年

現 住 所 生 徒 署 名

保護者等 現住所 生徒との関係 署名

私は、上記本人の寄宿舎への入舎中に生じた寄宿舎使用料(北海道立学校条例別表第3に定める額。以下同じ。)の納付、不法行為等による損害の賠償について、主債務者として、上記本人と連帯して債務を履行する責任を負います。

保 現 住 所 生徒との関係

私は、上記保護者等に事故があるとき又は上記本人が成年として入学したときは、上記本人の入舎中に生じた寄宿舎使用料の納付について、次の区分に応じた金額を極度額として、その債務を履行する責任を負います。

	区分	金額	備考					
ブロック造	全日制の課程	74,880円	月額 2,080円×12月×3年					
	定時制の課程	99,840円	月額 2,080円×12月×4年					
	専攻科	49,920円	月額 2,080円×12月×2年					
鉄筋コンク	全日制の課程	96, 480円	月額 2,680円×12月×3年					
リート造	定時制の課程	128,640円	月額 2,680円×12月×4年					
	専攻科	64, 320円	月額 2,680円×12月×2年					

※保証人は、主債務者と連帯して債務を負担するものではない。

北海道 高等学校長 様

記

1 入舎しようとする期日

令和 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。 注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。 別記第9号様式中「保護者」を「保護者等」に改める。

(北海道立学校管理規則の一部改正)

第2条 北海道立学校管理規則(昭和32年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第8条の5中「保護者」を「保護者等」に改める。

(北海道有朋高等学校学則の一部改正)

第3条 北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表を次のように改める。

	課程	学科								
	硃住	区分	学科							
Ź	定時制の課程	専門教育を主とする 学科	商業に関する学科	経理科 商業科 事務科 総合ビジネス科						
	単位制による	普通教育を主とする 学科	普通科							
	定時制の課程	専門教育を主とする 学科	商業に関する学科	事務情報科						
通信制の課程		普通教育を主とする 学科	普通科							

第11条第1項中「14日以内に」の次に「保証人を定め」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

(保護者等及び保証人)

- 第11条の2 保護者等は、生徒の補導を行い、有朋高等学校に対し、生徒に関する身分上 の責任を負うとともに、主債務者として、財産上の責任を生徒と連帯して負わなければ ならない。
- 2 保証人は、保護者等に事故があるとき又は入学する成年の生徒が保護者等を定めないときは、生徒の補導を行い、有朋高等学校に対し、前項に定める保護者等の責任のうち、生徒に関する身分上の責任を負うとともに、誓約書において定めた財産上の責任を負わなければならない。
- 3 生徒又は保護者等は、生徒、保護者等又は保証人について転居又は氏名変更等があった場合は、速やかに、校長に届け出なければならない。
- 4 校長は、保証人を適当でないと認めたときは、生徒又は保護者等に対してその変更を 求めることができる。

別記第1号様式中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式記入上の注意中2を削り、 3を2とする。

別記第1号様式の2中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式記入上の注意中3を削り、4を3とし、5から7までを1ずつ繰り上げる。

別記第1号様式の3中「保護者」を「保護者等」に改め、同様式記入上の注意中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第1号様式の4中「保護者」を「保護者等」に改め、

「記入上の注意

生徒が成人に達しているときは、保護者の欄は記入を要しない。」を削る。 別記第2号様式を次のように改める。

## 別記第2号様式(第11条関係)

誓 約 書

令和 年 月 日

北海道有朋高等学校長 様

現住所

生徒署名

年 月 日生

私は、北海道有朋高等学校の生徒としての本分に反しないことをここに誓います。

保護者等

現住所

生徒との関係

署 名

年 月 日生

私は、上記本人の在学中における行為について、願出を要する手続に係る願出、法令及び校則等の諸規則の遵守に係る指導・監督並びに緊急時の連絡対応を行う責任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料又は通信教育受講料(北海道立学校条例別表第3に定める額。以下同じ。)の納付及び不法行為等による損害の賠償について、主債務者として、上記本人と連帯して債務を履行する責任を負います。

保証人

現住所

生徒との関係

署名

年 月 日生

私は、上記保護者等に事故があるとき又は上記本人が成年として入学したときは、上記本人の在学中における行為について、上記保護者等が負うべき身分上の責任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料又は通信教育受講料の納付について、次の区分に応じた金額を極度額として、その債務を履行する責任を負います。

	区分	金額	備考
授業料	定時制の課程	129,600円	年額 32,400円×4年
	単位制による定時制の課程	129,500円	1 単位 1,750円×74単位
通信教育受講料	通信制の課程	25, 160円	1 単位 340円×74単位

#### 記入上の注意

生徒が未成年の場合、保護者等欄は、子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)が署名すること。

※保証人は、主債務者と連帯して債務を負担するものではない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記第3号様式から別記第5号の4まで及び別記第8号様式から別記第9号様式までの 規定中「保護者」を「保護者等」に改め、

「記入上の注意

生徒が成人に達しているときは、保護者の欄は記入を要しない。」を削る。

(北海道立学校条例施行規則の一部改正)

第4条 北海道立学校条例施行規則(平成元年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「生徒及び保護者並びに保証人(以下「納付義務者等」という。)」を「生徒及び保護者等」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項に次の1項を加える。

2 校長は、保護者等に事故がある場合又は成年である生徒が保護者等を定めない場合に おいて、前項の督促で指定した期限までに納付することができない状態が引き続くとき は、保証人に対して督促しなければならない。

第8条中「納付義務者等」の次に「(生徒及び保護者等並びに保証人をいう。以下同じ。)」 を加える。

第11条第3号中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「保護者」を「保護者等」に改める。 (北海道立中等教育学校学則の一部改正)

第5条 北海道立中等教育学校学則(平成18年北海道教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「保証人」を「保護者等及び保証人」に改め、同条第1項を次のように改める。

第18条 保護者等は、生徒の補導を行い、中等教育学校に対し、生徒に関する身分上の責任を負うとともに、主債務者として、財産上の責任を生徒と連帯して負わなければならない。

第18条第2項中「保護者に事故があるときは、これに代わって」を「保護者等に事故があるとき又は入学する成年の生徒が保護者等を定めないときは、」に、「生徒に関する身分上及び財産上の一切の責任」を「前項に定める保護者等の責任のうち、生徒に関する身分上の責任を負うとともに、誓約書等において定めた財産上の責任」に改め、同条第3項中「保護者は、」を「生徒又は保護者等は、」に、「又は保証人」を「、保護者等又は保証人」に改め、同条第4項中「保護者」を「生徒又は保護者等」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

## 別記第6号様式(第17条関係)

誓 約 書

令和 年 月 日

北海道 中等教育学校長 様

現住所

生徒署名

私は、北海道 中等教育学校の生徒としての本分に反しないことをここに誓 います。

> 保護者等現住所 生徒との関係 署 名

> > 年 月 日生

私は、上記本人の在学中における行為について、願出を要する手続に係る願出、 法令及び校則等の諸規則の遵守に係る指導・監督並びに緊急時の連絡対応を行う責 任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料(北海道立学校条例第5条第 2項に定める額。以下同じ。)の納付及び不法行為等による損害の賠償について、 主債務者として、上記本人と連帯して債務を履行する責任を負います。

> 保 現 住 所 生徒との関係 署

> > 年 月 日生

私は、上記保護者等に事故があるとき又は上記本人が成人として入学したときは、本人の在学中における行為について、上記保護者等が負うべき身分上の責任を負うとともに、上記本人の在学中に生じた授業料の納付について、次の区分に応じた金額を極度額として、その債務を履行する責任を負います。

区分	金額	備考				
後期課程	356, 400円	年額 118,800円×3年				

#### 記入上の注意

生徒が未成年の場合、保護者等欄は、子に対して親権を行う者(親権を行う者 のないときは、未成年後見人)が署名すること。

※保証人は、主債務者と連帯して債務を負担するものではない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

別記第7号様式から別記第12号様式までの規定中「保護者」を「保護者等」に改める。別記第13号様式を次のように改める。

## 別記第13号様式 (第25条関係)

入 舎 願

このたび寄宿舎に入舎したいので、許可してください。

令和 年 月 日

第 学年

現 住 所 生 徒 署 名

保護者等 現住所 生徒との関係 署

私は、上記本人の寄宿舎への入舎中に生じた寄宿舎使用料(北海道立学校条例別表第3に定める額。以下同じ。)の納付、不法行為等による損害の賠償について、主債務者として、上記本人と連帯して債務を履行する責任を負います。

保 現 住 所 生徒との関係 署

私は、上記保護者等に事故があるとき又は上記本人が成年として入学したときは、上記本人の入舎中に生じた寄宿舎使用料の納付について、次の区分の金額を極度額として、その債務を履行する責任を負います。

区分	金額	備考
後期課程	96, 480円	月額 2,680円×12月×3年

※保証人は、主債務者と連帯して債務を負担するものではない。

北海道 中等教育学校長 様

記

1 入舎しようとする期日

令和 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。 注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。 別記第14号様式中「保護者」を「保護者等」に改める。

## 附則

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 告示

## 北海道教育委員会告示第9号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和4年2月28日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

氏	名	三	坂	烈	慎							本籍地北海			道					
免	許	状	の	種	類	免	許	状	の	番	号	授	与	年	月	日	授	与	権	者
小学	牟校孝	) ( ) ( )	1 種	免割	米子	平	7 /	<b> \ 1</b>	第2	285	号	₩.	<del>1:</del> 0	左:	) 日 1	<b>-</b> -	-1以后	···	·女禾	吕스
養護	学校	教諭	1 種	<b></b> 免記	許状	平	7 💆	養 1	第	6 9	号	平成8年3月15日					4L/H	过多数	.月安	員会
失	効	年	J	Ħ	日	令和	令和4年1月28日													
失	効	の	Ē	<b></b>	由		数育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第32条第8号 イ)該当								88号					